

協同組合池田町ワインスタンプ会発行の「商品券」をお持ちのお客様へ  
資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づく

## 商品券払戻しのお知らせ

池田町ワインスタンプ会の商品券につきましては、令和5年3月31日（金）をもちましてご利用を終了させていただきます。

未使用の「池田町ワインスタンプ会商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、下記の払戻期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

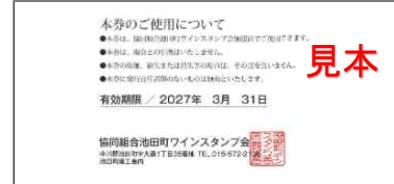
### 【ご利用終了及び払戻を行う前払式支払い手段の種類】

協同組合池田町ワインスタンプ会商品券 500円、5000円（500円×10枚）

（表面）



（裏面）



### 【ご利用終了日】

令和5年3月31日（金）まで

### 【払戻申出期間】

令和5年4月3日（月）より令和5年6月30日（金）

受付時間は、午前9時～午後5時まで（土、日、祝は除く）

※該当期間内に払戻の申出がない場合は、この払戻手続きから除外（除外）されます。

### 【申出場所】

池田町商工会（〒083-0090 中川郡池田町字大通1丁目35番地）

### 【申出及び払戻の方法】

未使用のワインスタンプ会商品券を持参し、所定の用紙にご記入下さい。後日口座振込をいたします。

#### ※持参出来ない場合

お申出される方の住所、氏名、連絡先を池田町商工会までお電話又はメールにてご連絡ください。返信用封筒と「商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。

内容を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻期間の最終日の消印までが有効となります。

### 【払戻手続きに関するお問い合わせ先及び連絡先】

協同組合池田町ワインスタンプ会（池田町商工会内）

住所：〒083-0090 中川郡池田町字大通1丁目35番地

電話：015-572-2135・FAX：015-572-2136・メール：[ik\\_cc@netbeet.ne.jp](mailto:ik_cc@netbeet.ne.jp)